

## 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	難病患者福祉サービス事業
-----	--------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等			
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	● 実施(補助)期間 自 H18 ～ 至 H22

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	障がい福祉係	内線	4261 課 No. 35020
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節名	第2 生涯を通じた健康づくりの推進	
	施策名	⑥難病患者に対する居宅生活支援	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	● 施策No. 22-02-07

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項
①難病患者が安心して自宅で生活できるよう支援を行う。 ②じん臓疾患等難病患者の医療費等に対する負担の軽減を図る。	①難病患者に対し福祉サービス(ホームヘルプサービス、短期入所事業サービス、日常生活用具給付サービス)を提供 ②じん臓疾患等難病患者(慢性じん不全、重症無力症、筋萎縮性側索硬化症)が健康な生活を維持するために必要な費用の一部を扶助費として支給	①難病患者に対し福祉サービス(ホームヘルプサービス、短期入所事業サービス、日常生活用具給付サービス)を提供 ②じん臓疾患等難病患者(慢性じん不全、重症無力症、筋萎縮性側索硬化症)が健康な生活を維持するために必要な費用の一部を扶助費として支給	①難病患者に対し福祉サービス(ホームヘルプサービス、短期入所事業サービス、日常生活用具給付サービス)を提供 ②じん臓疾患等難病患者(慢性じん不全、重症無力症、筋萎縮性側索硬化症)が健康な生活を維持するために必要な費用の一部を扶助費として支給(制度改正のため現在検討中)	①難病患者に対し福祉サービス(ホームヘルプサービス、短期入所事業サービス、日常生活用具給付サービス)を提供 ②現在検討中 ③じん臓疾患等難病患者(慢性じん不全、重症無力症、筋萎縮性側索硬化症)が健康な生活を維持するために必要な費用の一部を扶助費として支給		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
事業の概要	①難病患者に対する福祉サービスの提供 ・ホームヘルプサービス ・短期入所事業 ・日常生活用具給付 ②じん臓疾患等難病患者(慢性じん不全、重症無力症、筋萎縮性側索硬化症)への支援					
事業の対象者(交付先)	難病患者等					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	8	7	4	3	22	
財源内訳(インット)	一般財源	1	2	3	3	9
	国庫支出金					
	県支出金			1		1
	起債( )					
	その他(基金繰入金、利子)	7	5			12

(注2)  
 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。